

小倉イルミネーション 2026(小倉北区役所) 実施運営委託業務

公募型企画コンペ仕様書

令和 8 年 6 月 29 日

小倉北区役所 コミュニティ支援課・まちづくり整備課

「小倉イルミネーション2026(小倉北区役所)」実施運営委託業務

仕様書(参考見積用)

1 業務名

「小倉イルミネーション 2026(小倉北区役所)」実施運営委託業務

2 実施概要

(1)実施目的

商店街・大型商業施設・企業・行政が一体となって、小倉都心部の一層のにぎわいづくりと回遊性の向上を目的に実施する小倉イルミネーションにあって、小倉北区役所の担当エリアである鷗外橋、紫川周辺にイルミネーション装飾を施すもの。

(2)実施期間

令和 8 年11月20日(金)～令和 9 年1月11日(月)【予定】

点灯期間:17:00～23:00

※但し、紫川周辺で開催される他のコンテンツとの調整により、
始期は1週間程度前倒しとなる可能性あり
※実施期間のスタート日には、周辺イベントと合同で点灯式を実施予定。
12月31日(木)は17:00～30:00(1月1日(金)6:00)まで点灯。

(3)実施エリア

添付資料(1)・(2)「実施エリア図」のとおり

(鷗外橋:A、鷗外橋周辺の紫川河畔:B・C)

3 契約期間

契約締結日～令和9年2月12日(金)(予定)

4 予算額

14,952,300 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。税率は10%。)

※見積金額が予算額を超える場合は失格とする。

5 委託業務内容

(1)点灯期間開始前

- ①北九州市(以下「市」)所有の電飾機材等の点検・使用不能資材の分別及び補修。
(添付資料(3)参照)
- ②企画に基づく新規フォトスポット等の製作及び電飾機材等の購入。
- ③フォトスポットや電飾機材等の設置・撤去に係る申請書類(配置図、面積表等)の作成。
- ④企画に基づく電力会社との契約(鷗外橋の電力については、「北九州パワー」と契約すること。)
- ⑤企画に基づく電飾機材の設置並びに電気工事。
市が所有する電飾機材等(フォトスポットとして、市が所有する KOKURA モニュメント(以下、「モニュメント」)を活用する場合は当該モニュメントを含む)を使用する場合にあつては、指定保管場所(日明倉庫、勝山公園防災倉庫、菜園場倉庫)から施工地までの当該資材の運搬。

(2)点灯期間中

- ①実施各エリアのフォトスポット及び電飾機材等の維持、管理。
- ②点灯期間中の点検、故障原因等の調査及び報告。
- ③点灯期間中のフォトスポット及び電飾機材等の故障等に伴う補修。
※市や会場警備員等から、フォトスポットの損傷・損壊及び電飾機材等の不点灯等の連絡があった場合には、その規模にかかわらず、直ちに当該場所へ赴き補修を行うこと。
※上記の補修作業が、連絡のあったその日の内に完了できない場合には、市に対し、当該理由及び補修完了時期を書面で報告すること。
- ④「小倉イルミネーション 2026(小倉北区役所)」実施各エリアの写真撮影、デジタルデータの提出。
※デジタルデータは、点灯開始後10日以内に提出すること。
※設置フォトスポット全てを個別に撮影すること。
※提出されたデータの使用等に係る一切の権利は、市に帰属する。
- ⑤鷗外橋、紫川周辺に設置した各イルミネーションに不具合やいたずら等がないか適宜確認。異常を検知した場合は、直ちに市に報告すること。

(3)点灯期間終了後

- ①事業終了に伴う電力会社との契約の解約。
- ②電飾機材(フォトスポットとして、モニュメントを活用する場合は当該モニュメントを含む)等の撤去及び市が指定する場所(日明倉庫、勝山公園防災倉庫、菜園場倉庫)への運搬、整理。
※電飾機材の不良電球の割合により、保管用ケースに分別して収納すること。
(A:不良電球なし、B:不良電球あり(使用可能なもの)、C:廃棄分)
- ③電飾機材(フォトスポットとして、モニュメントを活用する場合は当該モニュメントを含む)等の点検及び補修。
- ④市所有の電飾機材等(未使用分含む)の保有資材一覧表の作成、提出。
※保管用ケースをナンバリングし、一覧表と照合できるようにすること。
※新規購入部材については、購入年月日を保管用ケース及び保有資材一覧表に記載すること。

(4)その他

- ①市が関係機関に提出する道路占用・使用許可申請書等への添付が必要な平面図、側面図(フォトスポット、樹木へ取り付けられた際の高さがわかるもの)及び面積表の作成
- ②緊急連絡網の提出
- ③業務スケジュールの作成、提出(設置、撤去作業着手前)
- ④再委託承認申請書の作成及び提出(電気工事など専門的知識や技術を要する部分を第三者に再委託する場合)
- ⑤添付資料(4)「提出書類一覧」記載の書類作成及び提出

6 展開方針

- (1)市所有の電飾機材等(添付資料(4))を最大限活用し、新規購入分と合わせ統一感のあるイルミネーションを実施すること。また、同時期に紫川周辺で開催されるクリスマスマーケット等の他のナイトコンテンツのデザインや色彩等との調和についても十分に配慮すること。
(実施場所や装飾の配置については、昨年度の開催内容や演出を参考にすること。)
- (2)海外からのインバウンドも視野に入れたイルミネーションを企画すること。
- (3)小倉城や商店街等の商業施設と連携し、街全体でイルミネーションを盛り上げること。
- (4)森鷗外文学記念碑周辺(添付資料(2)参照)に、フォトスポットを設置すること
(フォトスポット自体の製作、具体的な設置場所について提案すること)。
なお、下記事項に注意して提案すること。
・鷗外橋上の膨らみ部分については装飾を施さないようにすること。

・森鷗外文学記念碑周辺のフотスポットについては、記念碑本体に干渉しないよう、十分に配慮した装飾・配置とすること。特に、記念碑に接触したり、装飾物等で記念碑を覆い隠したりすることのないよう留意すること。

・フотスポットを立体的な構造物とする場合は、注意を喚起する看板及びシールを設置するなど、安全対策に十分配慮すること。

※本フотスポットにあっては、市が所有するモニュメント(木製)の活用を妨げない。しかし、必ずしも当該モニュメントを用いる必要はなく、提案者の自由な発想により、小倉イルミネーションに相応しい、新たなフотスポットの製作・設置を歓迎するもの。

※上述のとおり、森鷗外文学記念碑周辺へのフотスポットは必須だが、当該スポットを設置したうえで、会場内の別の場所(但し、ポンプ室を除く。)に別途フотスポットを設置することは妨げない。

(5)河川区域の樹木の美しさを活かすために、樹形に留意した電飾を施す方法を工夫すること。

(6)各エリアについては以下のことに配慮すること。

<鷗外橋(A エリア)>

・必須提案エリアとする。

・イルミネーショントンネルの設置を基本とし、華やかな装飾を実施すること。

・トンネルの長さは、小倉北区役所が所有する資材を活用しながら、中央部分を除く、橋全体を覆う長さとすること。

・トンネルの色彩については自由提案とするが、周辺の装飾と調和を図ること

なお、周辺ナイトコンテンツの色味については、添付資料(6)を参照すること。

・鷗外橋の歩道照明を考慮したイルミネーションのデザインを提案すること。

<鷗外橋周辺の紫川河畔(B、C エリア)>

・市が添付資料(2)で実施エリアとして指定する枠内であれば、提案者が装飾範囲等を任意に設定できる自由提案エリアとするが、鷗外橋より北側の河畔方面については必ず装飾すること。

・紫川の両岸の装飾はバランスよく配置すること。(一方のエリアを装飾する場合はもう一方のエリアも可能な限り同等の明るさとなるよう工夫すること。)

・紫川河畔(西岸側)のイルミネーションは切れ目がないよう設置すること。

・Bエリアにあっては、クリスマスマーケットの実施エリアと重複するため、ヒュッテ等の構造物とイルミネーション装飾が干渉しないよう十分配慮すること。
また、樹木については、指定された箇所のみ装飾を施すこと。

・Bエリアの紫川河畔にイルミネーションを敷き詰める場合は、直接地面を這わせない等、塩害や鳥獣被害による故障、漏電を避けるための工夫をすること。

<鷗外橋・鷗外橋周辺の紫川河畔(A～C エリア共通)>

小倉イルミネーションは、河川と一帯化したイルミネーションとして注目されている。
A、B、Cエリアの装飾については、河川との統一感が感じられるものとする。

<全体>

- ・提案に際しては、装飾範囲が明らかとなるよう図示すること。
- ・同時期に周辺で開催されるナイトコンテンツは、11月中旬～12月末頃まで実施予定のため、当該事業終了し装飾が撤去された後も、イルミネーションが寂しい印象とならないよう装飾を工夫すること。

7 電飾の追加購入及び装飾について

電飾の追加購入を行う場合は、電飾の種類及び量、設置エリアが分かるように提案すること。

8 留意事項

- (1)新しく導入(購入)する電飾機材等の所有権については、実施後は市に帰属するものとする。
- (2)市所有の電飾機材等を使用する場合は、不具合があることを考慮して提案すること
- (3)市所有の電飾機材等と新規購入分を合わせて、予算内で実施すること。
- (4)安全管理及び周辺への配慮について
 - ・イルミネーションの位置・高さ・色彩や演出内容は、歩行者、車両の通行の支障とならないよう十分に留意すること。特に、信号と誤認するなどの交通障害が発生しないよう、色彩や高さ等について十分に留意すること。
 - ・モニュメント、電飾機材等の、転倒・転落防止策を講じること。
また、夜間消灯時等において、モニュメント等が通行の支障とならないよう十分な対策を講じること。
 - ・設置、撤去等作業の際、カラーコーンや警備員等を配置し、歩行者や自転車等が安全に通行できる措置を講じること。
 - ・音を伴う企画を実施する場合、近隣住民等に配慮した音量にするとともに、随時、音量の調整ができるようにしておくこと。
 - ・Bエリアの河畔、樹木の工事の実施については、コメダ珈琲店と事前協議の上、営業の妨げにならないように配慮すること。
- (5)権利関係の処理について
著作権、意匠権等無体財産権などの権利関係の処理を、受託者の負担で確実に行うこと。
- (6)フォトスポット、電飾機材等の設置、撤去や運搬に際し必要な申請は受託者において道路使用許可申請や設備外積載許可申請等、必要な申請を行うこと。

- (7)設置、撤去中に道路等に損傷を与えた場合は、受託者の責任で原状復旧をすること。
- (8)市の決定に基づき、あるいは道路占用許可・道路使用許可の条件によっては企画・施工内容を変更する場合がある。この場合、受託者は直ちに企画・施工内容を変更すること。
- (9)設置物の補修・実施期間中の事故(人身含む)に備え、受託者において保険に加入すること。
- (10)業務実施に関係する法令を遵守すること。
- (11)受託者は市に対し、業務の執行状況について随時報告を行うこと。
市が業務の履行に関し、受託者に報告を求めた時には、直ちに応じること
- (12)その他、仕様書に定めのない事項については市と協議すること。

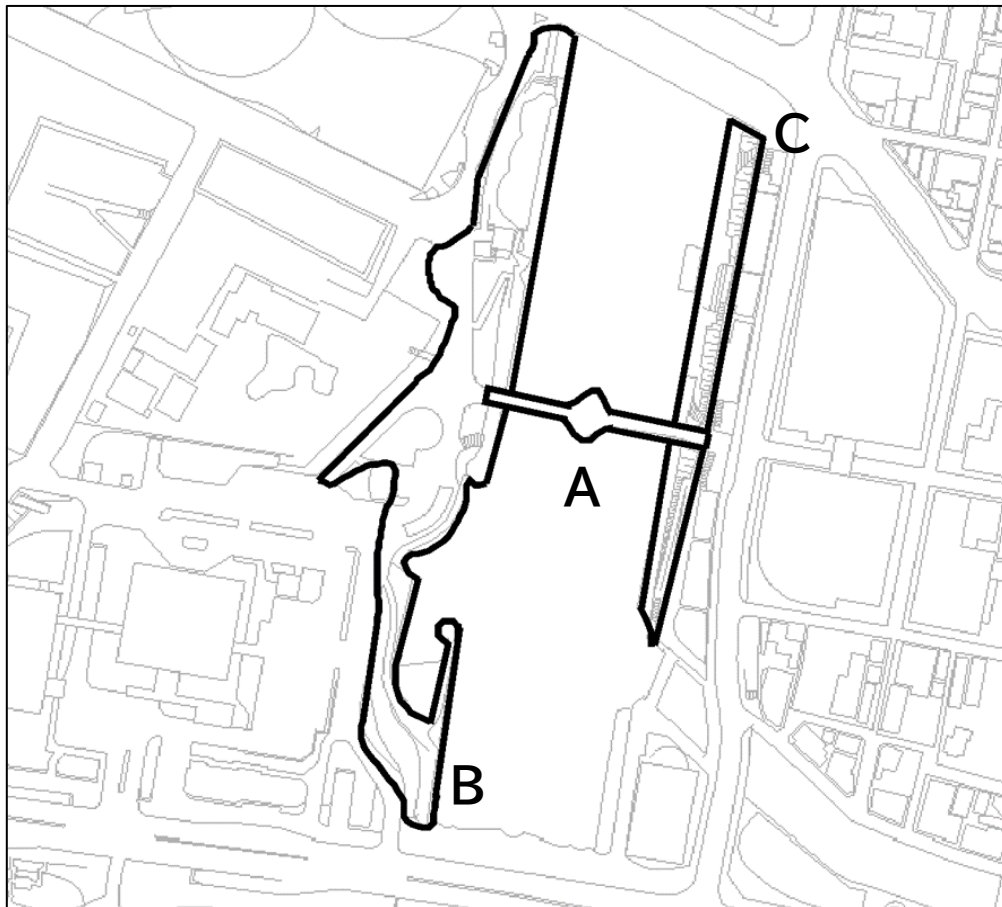
9 その他

- (1)同時期に紫川周辺で開催されるナイトコンテンツの主催者等と十分に打ち合わせを行うこと。主催者等から協議に係る会議等への出席依頼があった場合は、当該会議等に参加すること。
- (2)業務完了後、速やかに「業務完了報告書」を提出すること。
- (3)この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた時は、市と受託者が協議して、誠実に解決に努めるものとする。
・受託者の提案と市の指示等で相違があった場合は、協議したうえで市が決定する。
なお、本項は受託者が照明アドバイザー等を活用することを妨げるものではない。

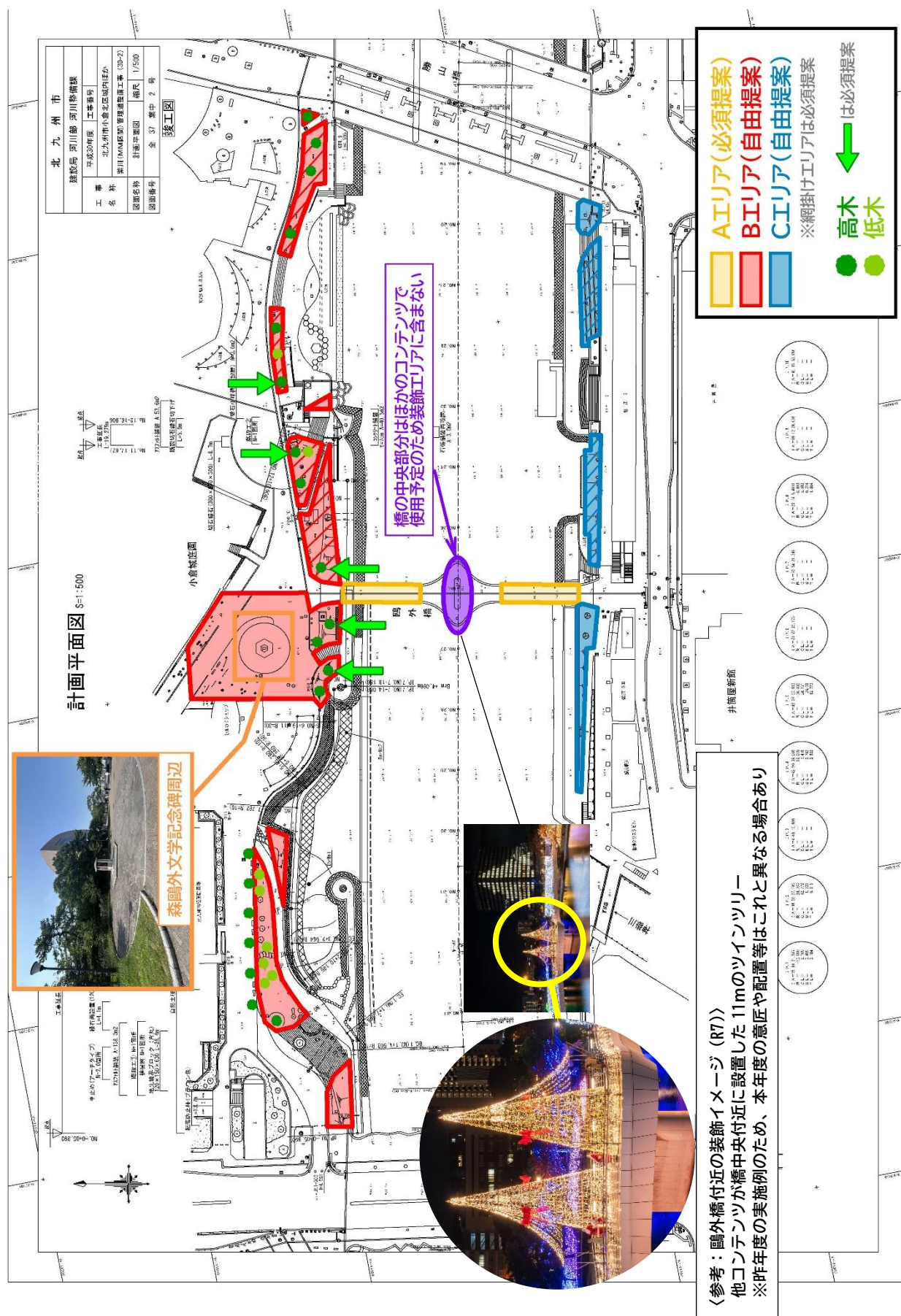
添付資料

(1)実施エリア図(全体)

(A:鷗外橋 B・C:鷗外橋周辺の紫川河畔)



(2)実施エリア図(詳細)



(3)北九州保有資材一覧表

資材リスト				
NO.	部材		2026年度 イルミ実施前数量	
1	LEDストリングスライト	青パープル	339	本
2	LEDストリングスライト	青パープル 幅広	516	本
3	LEDストリングスライト	赤パープル	112	本
4	LEDストリングスライト	さくら	51	本
5	LEDストリングスライト	グリーン	85	本
6	LEDストリングスライト	ピンク	257	本
7	LEDストリングスライト	電球色	474	本
8	LEDストリングスライト	ホワイト	110	本
9	LEDストリングスライト	旧ホワイト(金具)	60	本
10	LEDストリングスライト	シャンパン新タイプ	116	本
11	LEDストリングスライト	旧アクアブルー	25	本
12	LEDストリングスライト	アクアブルー 新	150	本
13	LEDストリングスライト	シャンパン(金具)	76	本
14	LEDストリングスライト	ブルー&ホワイト	78	本
15	LEDストリングスライト	フラッシュ	77	本
16	樹木用電球ライト	電球色	18	本
17	流星ストリングス	ホワイト	2	本
18	丸型植栽用ネットライト	シャンパン	5	枚
19	パーライト	RGB	29	個
20	LEDボールライト	φ 300mm	8	個
21	LEDボールライト	φ 500mm	6	個
22	リング型チューブライト	φ 600mm ピンク	4	本
23	リング型チューブライト	φ 900mm ピンク	4	本
24	リング型チューブライト	φ 600mm アクア	3	本
25	リング型チューブライト	φ 900mm アクア	3	本
26	ビーズボール		4連×2	本
27	LEDスター型ライト	RGB	10	個
28	ストリングス パワーコード	電球色 青パープル用	一式	—
29	ストリングス パワーコード	金具	一式	—
30	ストリングス パワーコード	新タイプ	一式	—
31	ストリングス パワーコード	ブルー&ホワイト用	一式	—
32	LEDストリームライト	5.5m、ホワイト	7	本
33	チューブライト	パープル 10m	1	本
34	チューブライト	パープル 15m	1	本
35	チューブライト	ゴールド10m	1	本
36	チューブライト	ゴールド15m	1	本
37	チューブライト	レッド 15m	1	本
38	チューブライト	アンバー 15m	1	本
39	チューブライト	ブルー 10m	1	本
40	チューブライト	ブルー 15m	1	本
41	チューブライト	グリーン15m	1	本
42	LEDアイシクルライト	フルカラー	23	枚
43	LED投光器(モニュメント用)	マルチカラー	6	本
44	上記信号線(モニュメント用)		5	本
45	上記コントローラー(モニュメント用)		1	本
46	文字モニュメント		6	式
47	文字モニュメント設置ステージ		3	本
48	クリアドーム		1	個
49	クリアドーム土台		1	個
50	ハートフレーム	1100mm	2	台
51	ハートフレーム土台		2	台
52	単管48.60 6000		22	本
53	単管48.60 5500		44	本
54	単管48.60 5200		22	本
55	単管48.60 3000		22	本
56	敷鉄板BR 6mm 300×2800		36	枚
57	単管曲り(中) 48.60 4100		42	本
58	単管曲り(右、左) 48.60 2500×2200		84	本
59	3連クランプ		230	ケ
60	直行クランプ		280	ケ
61	自在スランプ		60	ケ
62	クリスタルグロースター 大		1	個
63	クリスタルグロースター 小		10	個
64	クリスタルグロースター 大		1	個
65	スノーフレーク 大		2	個
66	スノーフレーク		4	個
67	スノーボール		14	個
68	5色フラワー		2	個
69	オブジェ 月		1	個
70	フォトスポット	コクライルミ2024-2025	1	個
71	パワーコード	4種類	431	個

(4)提出書類一覧

以下に示す書類を提出するものとする。提出時期は下記の通りとし随時提出すること。

なお、下表の提出書類のうち「3 材料使用願い」は、機器類の補充が必要となった場合に提出するものとする。

提出書類名		提出時期
1	搬出資材点検報告書	資材搬出後
2	搬出資材明細書(品名・数量等)	資材搬出後
3	材料使用願い	現地搬入前
4	品質管理 絶縁抵抗測定値	設置完了後
5	安全訓練等活動計画書	施工前
6	安全訓練等活動報告書 参加者名簿 訓練状況写真	毎月活動後
7	施工状況写真帳	施工完了後
8	九州電力株式会社臨時電灯・電力申込書 (写し)	点灯時迄
9	返納資材明細書	返納後
10	維持管理点検記録簿	点検後